

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

長野労働局転倒災害防止対策検討会報告書の公表と活用

長野労働局労働基準部長から、転倒災害に関する実態調査結果及び長野労働局転倒災害防止対策検討会報告書の公表と、「転倒災害防止のための研修教材」を作成し、長野労働局ホームページに掲載しましたので、特に積雪又は凍結による転倒災害が多発する冬期に向けて、事業場における転倒災害防止のための効果的な取組と周知啓発及び活用促進されるよう要請がありました。



長野労基発1031第1号の2
平成26年10月31日



陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部
支部長 岩下勝美 殿

長野労働局労働基準部長



長野労働局転倒災害防止対策検討会報告書等の公表について

当局では、転倒災害を減少させるため、長野県、関係団体のほか外部の有識者等の参集を求めて平成26年7月に長野労働局転倒災害防止対策検討会を設置し、管内で発生している転倒災害の詳細な実態調査を行うとともに、その有効な防止対策及び周知啓発に向けた効果的な取組について検討を行ってきたところです。

今般、別添1のとおり転倒災害に関する実態調査結果、及び別添2のとおり長野労働局転倒災害防止対策検討会報告書を取りまとめ公表するとともに、長野労働局ホームページに掲載しましたので、特に積雪又は凍結による転倒災害が多発する冬季に向けて、事業場における転倒災害防止のための効果的な取組が促進されるよう、下記のとおり傘下の会員又は県民等への周知啓発について特段のご協力をお願いいたします。

記

1 ホームページ又は広報誌等による周知啓発

ホームページを作成している場合は、長野労働局ホームページの転倒災害防止に関するページにリンクを貼っていただきたいこと。また、広報誌等を発行している場合は、実態調査結果及び検討会報告書の内容について紙面を通じて会員等に対して周知していただきたいこと。

2 事業者向け研修会等における周知啓発

会員等に対して事業者向け研修会等を実施する場合は、実態調査結果及び検討会報告書の内容について周知啓発を図っていただきたいこと。

3 周知啓発用リーフレット及び研修教材の活用

今後、転倒災害防止対策に係る周知啓発用リーフレット及び研修教材を作成し、随時情報として提供することとしているので、会員等に対して活用促進を図っていただきたいこと。

今般、下記のとおり「転倒災害防止のための研修教材」を作成し、長野労働局ホームページに掲載しましたので、会員等に対する周知啓発及び活用促進につきまして、特段のご協力をお願い申し上げます。

1 転倒災害防止のための研修教材

- ① 一般編：従業員向け（パワーポイント・PDF）
- ② 一般編：事業主・管理者向け（パワーポイント・PDF）
- ③ 積雪・凍結編：従業員向け（パワーポイント・PDF）
- ④ 積雪・凍結編：事業主・管理者向け（パワーポイント・PDF）

2 研修教材の内容

別添配布資料のとおり

3 長野労働局ホームページ掲載箇所

《トップページ》→ 《サイドバナー「転倒災害を防ぐために」》→ 《転倒災害防止のための研修教材》

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育開催案内

労働安全衛生法第60条の2において、フォークリフトの運転等の危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その業務における安全衛生の水準の向上を図るための教育を定期的に行うよう努めなければならないことになっています。

運転資格（修了証）取得後一定期間（例えば5年程度）経過したフォークリフト運転業務従事者大勢の方が受講され、フォークリフトに起因する労働災害の絶滅をはかってください。

1. 日時・会場

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
松本	27年1月28日	9:00～16:00	中信地区研修会館	松本市笹賀 7570-2
長野	27年2月18日	9:00～16:00	長野県トラック会館	長野市南長池 710-3
上田	27年2月24日	9:00～16:00	上小トラック研修会館	上田市殿城 581-6

2. 受講料

一般及び陸災防会員 8,130円（税込）

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口か ATM で送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。（注）受講料未納の場合は受け付けいたしません。

郵便振替

口座番号 00560-3-5368

振込先名 陸 災 防

（注）払込手数料は受講者負担でお願いします。

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。

3. 受講対象者

フォークリフト運転技能講習修了後一定期間（例えば5年程度）経過した者。

4. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み、「振替払込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに陸災防長野県支部宛送付して下さい。

○申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。

※受講者を変更される場合は、事前に連絡願います。 TEL 026-254-5171

5. 講習内容（フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト）

- (1) 関係法令
- (2) 最近のフォークリフトの特徴及び荷役運転作業と安全
- (3) 災害事例
- (4) フォークリフトの点検整備

6. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

7. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部

TEL 026-254-5171

写真添付
2.5×3.0
3か月以内

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育

受 講 申 込 書

ふりがな			※受付番号	
氏名	(印) 男 女			
生年月日	昭・平	年	月	日 生
	本籍	都道府県		
住所	〒 () - () 市 町 郡 村 番地 個人申込者 TEL () ◎FAX ()			
勤務先	所在地	〒 () - () 市 町 郡 村 番地		
	名称	TEL () FAX ()		
自動車運転免許証写 貼付欄 本人・住所確認の為		◎受講希望地	長野 上田 松本 希望地に○をして下さい	
(注) フォークリフト運転技能講習修了証を取得し、現に当該業務に従事している者。 フォークリフト運転技能講習修了証番号 第 号				

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長 殿

--	--	--

車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育開催案内

事業者は、車両系荷役運搬機械等（第151条の2）を用いて作業を行うときは、作業の指揮者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならないことになっています。

当該作業を指揮させる者については、もれなく受講させて、荷役運搬機械作業における労働災害の防止に努めてください。

1. 日時・場所

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
長野	27年2月17日	9:00～16:00	長野県トラック会館	長野市南長池 710-3

2. 受講料

一般及び陸災防会員 8,330円（税込）

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「払替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。（注）受講料未納の場合は受け付けいたしません。

郵便振替	口座番号	00560-3-5368
	振込先名	陸 災 防
	（注） 払込手数料は受講者負担でお願いします。	

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。

3. 受講対象者

車両系荷役運搬機械等を用いた作業を直接指揮、監督するものであって、今までに当講習を受講していない者。

4. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み、「振替払込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに陸災防長野県支部宛送付してください。

○申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。

※ 受講者を変更される場合は、事前に連絡願います。Tel 026-254-5171

写真添付
2.5×3.0
3か月以内

車 両 系 荷 役 運 搬 機 械 等 作 業 指 揮 者
受 講 申 込 書

ふりがな			※受付番号	
氏名			男 女	(印)
生年月日	昭・平	年	月	日 生
	本籍	都道府県		
住所	〒 () - ()		市	町 村
	個人申込者 TEL ()		◎FAX ()	
勤務先	所在地	〒 () - ()		市 郡
	名称	TEL ()		町 村
		FAX ()		番 地
自動車運転免許証写 貼付欄 本人・住所確認の為		◎受講地	長野	
各資格は、受講資格に関係ありません。資格保持者は参考のため修了証番号を記入してください。				
フォークリフト運転技能講習修了証番号		第	号	
はい 作業主任者技能講習修了証番号		第	号	

◎受講票等はFAXで送信しますので、FAXがある場合は番号を記入してください。

★ 本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講習開催における本人確認、修了証の交付のみに使用いたします。

〒381-8556 長野市南長池 710-3

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部長殿

--	--	--

荷役運搬機械等によるはい作業の安全教育開催案内

はい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の荷役運搬機械等を使用することが非常に多くなっている。特にこれらの荷役運搬機械等によるはい作業は、運転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も多種にわたっており、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生している。このため、荷役運搬等によるはい作業従事者、及び、はい作業主任者技能講習修了者に対して、安全に作業を進めるための必要な知識を付与し、労働災害の防止を図りたいので、多数の方が受講されますようお願いします。

1. 日時・場所

会場	開催月日	時間	開催場所	住所
長野	27年2月4日	9:00～15:00	長野県トラック会館	長野市南長池 710-3

2. 受講料

一般及び陸災防会員 7,710円(税込)

○受講料は、下記宛郵便局備え付の「払込取扱票」で窓口かATMで送金願い、現金での受付は致しておりません。尚、「振替払込請求書兼受領証」の写しを受講申込書と共に送付願います。(注) 受講料未納の場合は受け付けいたしません。

郵便振替 口座番号 00560-3-5368

振込先名 陸 災 防

(注) 払込手数料は受講者負担でお願いします。

○受講申込後の取消し及び欠席の場合は、受講料を返却いたしません。

3. 目的

近年のはい作業では、作業の効率化、省力化等の観点から、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械、クレーン、移動式クレーン(以下「荷役運搬機械等」という)を使用することが多くなっている。特に、これらの荷役運搬機械等によるはい作業は運転者の1人作業で行われることが多く、取り扱う荷も一般に長尺物、重量物であり、また、作業速度も大きいところから、荷の落下、崩壊等によって多くの労働災害が発生している。このため、荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対して、安全に作業を進めるため必要な知識を付与し、労働災害の防止を図ることとする。

4. 受講対象者

荷役運搬機械等によるはい作業に従事する労働者とする。

5. 申込方法

○別紙受講申込書により受講希望地を○で囲み「振替振込請求書兼受領証」の写しを添付し、各開催日の10日前までに、陸災防長野県支部宛送付して下さい。

○申込受付者には受講のお知らせと（受講票）をお送り（FAX）いたします。

※受講者を変更される場合は、事前に連絡ねがいます。Tel 026-254-5171

6. 講習内容（テキスト・・・荷役運搬機械等による はい作業の安全）

○関係法令

○はいに関する知識

○荷役運搬機械等によるはい付けはいくずしの方法

荷役運搬機械等の点検及び整備の方法

○災害事例等

7. その他

講習修了者に修了証を交付いたします。

8. 申込先

〒381-8556 長野市南長池710-3（長野県トラック会館内）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長野県支部

Tel 026-254-5171

全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会報告

創立50周年記念、第50回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会が、11月19日（水）東京都港区メルパルクホール東京において、全国から約800名の参加者により盛大に開催されました。長野県支部からは、18名の参加を頂きました。

安全衛生表彰の個人表彰（功績賞）に2名、優良フォークリフト等運転者表彰8名、永年勤続表彰に1名が表彰されました。

当日採択された大会宣言は、次のとおりです。

1. 安全衛生表彰 個人表彰（功績賞）

野 池 東洋治（元中央運輸株式会社）

溝 口 一 郎（陸災防長野県支部講師）

2. 優良フォークリフト等運転者表彰

松 岡 文 雄（日本梱包運輸倉庫株式会社長野営業所）

春 日 秀 行（北安陸送株式会社松本物流センター）

篠 原 義 次（アート梱包運輸株式会社本社営業所）

上 野 貞 利（青木運輸倉庫株式会社）

唐 沢 勉（上伊那貨物自動車株式会社駒ヶ根営業所）

大 塚 幸 彦（諏訪梱包運輸株式会社上田営業所）

小 林 一 郎（株式会社一城輸送）

竹 前 秀 晃（諏訪梱包運輸株式会社長野営業所）

3. 永年勤続表彰

三 枝 廣 昭（陸災防長野県支部事務局長）

大会宣言

陸運業は、我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として重要な役割を担っている。陸運業がその役割を果たしていく上で、そこで働く人々の安全と健康を確保していくことは必要不可欠である。

陸運業における労働災害は、会員事業者のたゆまぬ努力により、長期的には、減少傾向にあるが、近年、横ばいから増加傾向となっている。平成二十五年における労働災害は、本部、支部、会員事業者が一丸となって労働災害防止活動に取り組んだ結果、死亡災害は百七名と過去最少となったものの、死傷災害については、増加となり、平成二十二年から平成二十五年まで四年連続で増加となったところである。さらに、平成二十六年に入り、死亡者数、死傷者数とも前年に比べ増加していることから、厚生労働省より当協会に対し、本年八月、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」がなされた。これを受け、当協会としては、「職場の安全衛生自主点検」の実施をはじめ、トラックからの墜落災害防止についての啓発、荷役ガイドラインの周知等の取組を強化しているところである。

我々は、このような労働災害の動向等を踏まえ、昨年策定した「労働災害防止五か年計画」の目標達成に向けて、決意も新たに労働災害防止活動を展開していかねばならない。

本年は、陸運業における自主的な安全衛生活動の促進を目的に当協会が設立されてから五十周年に当たる。このことを想起し、改めて、労働災害の絶滅に向けての思いを新たにするものである。

陸運業界は厳しい経営環境に置かれているが、我々は、人命尊重の理念の下に、労働災害の絶滅に向け積極的に取り組むとともに、健康で安心して働くことができる職場環境を実現し、企業並びに業界の発展に寄与するものとする。

このため、次の六項目を重点に、より一層努力を重ねていくことをここに誓う。

- 一 経営首脳が先頭に立った安全衛生活動の積極的な推進
 - 一 荷役運搬作業時の労働災害の防止
 - 一 交通労働災害の防止
 - 一 健康確保対策の推進
 - 一 安全衛生意識の高揚
 - 一 リスク低減の取組の推進
- 右、宣言する。

第五十回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

平成二十六年十一月十九日